

登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示案
に関する意見公募の結果について

令和7年12月
国土交通省航空局
安全部無人航空機安全課

国土交通省では、令和7年10月4日から令和7年11月2日までの期間において、登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示案に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、計2件の御意見をいただきました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示案に関する意見公募の結果について

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	<p>1 今回新しく追加された講習について、学科講習は一部視聴覚教材の視聴となっておりますが、こちらはいつのタイミングで入手できるものでしょうか。</p> <p>2 これに伴い講習事務規程の改変等が必要になるかと思いますが、今後該当の受講生を受け入れるつもりがない場合、事務規程の改変は不要でしょうか。それとも改変は必須であり、該当の講習を実施する体制を整える必要があるのでしょうか。</p>	<p>学科講習に係る教材については、無人航空機更新講習における学科講習で用いる教材と基本的に同じものとするを想定しており、本告示の公布とあわせて国土交通省のホームページに掲載する予定です。</p> <p>技能証明の有効期間の更新を行わず、技能証明の効力が失われた者（直近において受けていた技能証明の有効期間満了日から起算して3年を経過しない者に限る。）に対する無人航空機講習を行わない登録講習機関については、事務規程の変更は不要とすることを考えています。</p> <p>なお、当該講習を行う登録講習機関については、事務規程の変更が必要です。</p>	無
2	<p>別表第二について、注1では、一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る学科講習を併せて受ける場合について記しているが、一等の技能証明に求められる技能は二等の技能証明に求められる技能を含んでおり、従って二等の技能証明で認められる特定飛行（いわゆるカテゴリーⅡB）も認められることから、現行制度は2種類の技能証明を同時に保有することは想定していないと考えられる。</p> <p>仮に現在の制度運用上、一等及び二等の両方の技能証明を保有することが可能で、両方の技能証明が失効して再度の申請を行う者がいた場合であっても、そのうち一等の技能証明に係る技能証明返納証明書のみを受理して一等の技能証明を発行する手続をすれば足りることから、注1の記述は不要であると考えます。</p>	<p>現行制度において、一等及び二等の両方の技能証明を取得することは可能であり、また、この場合にそれぞれの技能証明で飛行の方法等に係る限定が異なるケースがあることから、一等と二等の両方の技能証明の申請をするケースが想定されるため、原案のままとします。</p>	無

※取りまとめの都合上、いただいたご意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。